主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人吉田孝美、同岡村正淳、同古田邦夫の上告趣意は、違憲をいう点を含め、 実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない(なお、本件中型まき網漁業許可が、いわし、あじ、さばを目的として採捕すること に限定されたものであって、それ以外の魚種を目的として採捕することは禁止され ていたとした原判決の判断は、正当である。)。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成九年六月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	西	勝	也
裁判官	根	岸	重	治
裁判官	河	合	伸	_
裁判官	福	Ħ		博